

武富士：更生手続申立てからの主な動き

2010年	9月28日	会社更生手続開始の申立
	10月29日	東証上場廃止
	10月31日	会社更生手続開始決定(東京地裁)
2011年	2月28日	債権届出期間満了
	3月31日	スポンサー選定最終入札
	4月11日	A & P ファイナンシャルにスポンサー優先交渉権付与
	4月27日	A & P 社とスポンサー契約締結
	7月8日	社債権者からの更生計画案作成許可申立を却下(東京地裁)
	7月15日	更生計画案提出(第1回弁済の弁済率3.3%など)
	7月22日	更生計画案を決議に付する旨を決定(東京地裁)
	10月31日	更生計画認可決定(過払債権者の同意率88.07%)
2012年	1月16日	会社分割契約締結
	3月1日	会社分割期日、分割対価支払期限

武富士 新スポンサーにJトラスト

A & P 社資金調達 できず契約を解消

武富士の昨年十月に認可決定していた会社更生計画がようやく実行される見通しとなった。スポンサー契約していた韓国消費者金融会社A & P ファイナンシャルは、十一月末までに支払うべき会社分割費用の手当がつかず、一度は分割日の延長でなんとか対応を図ろうとしていたが、十二月の期限にも資金手当てが行えない見込みとなったことでスポンサー契約を解消。新たにJトラストがスポンサーとなった。管財人が新スポンサーの打診を始めてから契約までわずか一週間という綱渡りだったが、更生債権者に対しては更生計画に基づく弁済が一月中旬から開始される。

二〇一一年十二月二十一日の武富士(小畑英一管財人)は、A & P ファイナンシャルとのスポンサー契約を解除し、同日、J

武富士の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位100万円)

決算期	平成22年3月期	平成22年10月期	平成23年10月期
純資産	150,620	▲2,432,851	▲1,422,008
総資産	686,931	122,663	73,650
営業収益	120,266	40,074	7,352
営業利益	33,360	8,691	330
経常利益	33,180	15,257	597
当期純利益	4,577	▲2,579,953	1,011,037

※平成22年10月期の経営成績は、会社更生法により、更生会社の事業年度は更生手続開始の決定があったときに終了することとなるため、4月1日～10月31日の7カ月間の累計額

――管財人からの打診が二十一日、契約が二十八日とかなり短期間に決まったが、
藤澤信義社長 元々、昨年三月の最終入札に向けて各営業資産に対する価値判断を行っており、十月末の資産にあわせて調整するだけだったので価格を出すのは早くでき所との折衝や、相手方管財人においては裁判所と

既存事業とのシナジーで 事業規模の拡大を進める Jトラスト 藤澤社長

――管財人からの打診が二十一日、契約が二十八日とかなり短期間に決まったが、
藤澤信義社長 元々、昨年三月の最終入札に向けて各営業資産に対する価値判断を行っており、十月末の資産にあわせて調整するだけだったので価格を出すのは早くでき所との折衝や、相手方管財人においては裁判所と

の交渉などをこの短期間でやらなければならなかったのは厳しいスケジュールだったと思う。
資金面についても、三十日であれば更生計画に基づく弁済金を一月中旬から支払い始めるために必要な一部資金支払いを実行できるだけのキャッシュフローが見込めたのだが、裁判所が定めた二十八日の期限を動かすことが

ら、一時的に個人資金の貸出という形をとらざるを得なかった。だが、この短期間でできたのは当社しかなかったと思う。
――結果的にスポンサー契約を締結する判断をしたのは、
藤澤 二十八日までに新たなスポンサーとの契約が行われなければ破産という結果を招いていた

だ。当社としては、破産後に債権を買収するという選択もあったとは思って、更生計画を守ることが事業価値を毀損しないことにつながると判断した。
――正常債権は二百十億円ということだが、それに対して二百五十二億円という価格は高くはないのか。

藤澤 簿外債権の回収益などを含め、トータルで見ればプラスになる価格で、決して高くはない。また、武富士には八百七十万人の潜在会員があり、これらの会員にアプローチすることで、当社グループのKCカードによるクレジット事業や西京銀行との保証提携商品などでシナジー効果を出せば、事業規模の拡大につながる。具体的に、はなにする時間がないのでこれから検討をしていくことだが、様々な可能性を考えていく

とができると思う。
――すでにJトラストのスタッフが武富士へ出て見ているようだが、
藤澤 新宿には事業管財人代理をはじめ二十人規模のスタッフが入っており、とりあえずは回収体制の立て直しを図っている。これまでの間に、残った従業員のモチベーションも相当下がっているようだ。一月の早い段階でフロアに転籍させて、安定して仕事ができる環境を作りたい。
――店舗については、
藤澤 順次閉鎖していくことになるが、すでに

ある当社グループの営業拠点を含めて見直し、活用できるものは活用していくことも検討する。ただし、消費者金融店舗としての機能ではなく、クレジット事業との兼ね合いで検討することになるだろう。
――これまでのビジネスモデルでは、融資は西京銀行などの提携銀行が行い、Jトラストグループは保証提携により保証残高を積み上げていくというものが、今回もそのような展開になるのか。

だ。銀行はリテール融資のストックを積み上げたという意向があるが、銀行自身には集客力がないうという問題がある。従って、集客力を補足するためのマーケティングも含めてトータルに事業提携を行うことが、資金需要者に対する資金供給を実現できることになる。――これが基本的な考え方だ。
ただ、先ほども言ったように、また具体的なことは何も決まっていなくて、現状なので、あらゆる可能性を視野に入れて検討したい。

る会社分割承認株主総会を経て、三月一日に会社分割を実施する。
武富士とA & P社との契約では、十一月末までの分割承認対価支払いが困難となったことにより期限を延長し、十二月二十日までに分割承認対価の一部(五十億円)を支払うこととなっていた。二十八日までに残金を支払うこととなっていた。二十日の支払いが実行されなかったために武富士管財人は他社とのスポンサー契約への打診・交渉を開始し、二十八日まで

渉が成立したもので、関係者の話によると、Jトラストと同様に昨年三月のスポンサー選定最終入札に参加していたTPGへも打診があったが、分割対価の一部入金期限(二十八日)までの資金調達が見込めなかったため交渉を見送る結果となったもよう。二十八日という期限は東京地裁が設定したもので、それまでに交渉が成立しなければ武富士は破産による清算に向かうところだった。

Jトラストはリリスで「認可決定された更生計画を尊重し着実に遂行していくことが、武富士の事業価値の毀損を最小限にとどめ、更生債権者の利益に資するものと考えており、また、業界最大手の地位にあった武富士の事業基盤を引き継ぐことにより、当社グループの事業規模の一層の拡大が図られるものと判断した」とスポンサー契約の理由を説明している。

分割対価は十月一日を基準日として算定し約二百五十二億円で合意。A & P社との当初の更生計画に記載された分割対価は約二百八十二億円だが、この差額について武富士では「A & P社との間で承認されるべき資産の減少に基づく調整をした結果約二百四十七億円」となっており、今回の分割対価はA & P社をスポンサーとした場合の分割対価を上回っている」と説明。さらに承認から除外した資産は三十五億円で、純回収額が見込まれるため債権者に不利益になる変更ではない、と

承継するのは消費者金
融事業に係る資産(営業債権、従業員店舗など)のみで、本社ビルなどの不動産資産は含まれない。承認資産額は流動資産二百二十五億三千五百万円など、二百四十三億四千四百万円、このうち約二百十億円が正常債権となっている。それ以外に和解債権や簿外債権(償却債権)があり、簿外債権については「これまでちゃんと回収が行われていなかったことかから回収が見込める。また、すべてが利息制限法

引き直し後の債権であるため、銀行はリテール融資のストックを積み上げたという意向があるが、銀行自身には集客力がないうという問題がある。従って、集客力を補足するためのマーケティングも含めてトータルに事業提携を行うことが、資金需要者に対する資金供給を実現できることになる。――これが基本的な考え方だ。
ただ、先ほども言ったように、また具体的なことは何も決まっていなくて、現状なので、あらゆる可能性を視野に入れて

ため過払金請求リスクの圧縮につながる(藤澤社長)としている。
Jトラスト側の発表によると、十二月二十七日現在の武富士従業員数は四百七十一名だが、これは当初計画で十一月末に退職を予定していた従業員が分割期限の延長が行われたことにより残存している結果であり、実際にJトラストが引き継ぐ従業員数は二百四十名程度になる見込み。
Jトラストは、武富士の

調達手段として十二月二十八日、社長の藤澤信義氏から七十億円の借り入れを行った。会社分割対価総額二百五十二億円の資金は、自己資金、金融機関からの借入等で対応する予定だが、一時的なつなぎ資金として借り入れを行ったもの。

武富士が資金繰りなどの問題で新規融資が行えなくなったのは会社更生手続を申請する前の、2009年末頃からだ。長きに亘る混迷の時期によりやくひとつの結論が導き出された